

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和5年度
計画主体	東松山市

## 東松山市鳥獣被害防止計画

### <連絡先>

担当部署名 東松山市環境産業部農政課  
所在地 東松山市松葉町1丁目1番58号  
電話番号 0493-21-1400  
FAX番号 0493-23-7700  
メールアドレス [NOSEIKA@city.higashimatuyama.lg.jp](mailto:NOSEIKA@city.higashimatuyama.lg.jp)

## 1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	アライグマ、ハクビシン、ヒヨドリ、カラス、イノシシ
計画期間	令和6年度～令和8年度
対象地域	東松山市

## 2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

### (1) 被害の現状（令和4年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害数値	
アライグマ	野菜	5a	115千円
ハクビシン	野菜	2a	80千円
ヒヨドリ	野菜	9a	288千円
カラス	野菜	20a	1,120千円

### (2) 被害の傾向

#### ○アライグマ・ハクビシン

定期的な捕獲活動を継続しているが、アライグマ・ハクビシンによる果樹、野菜への被害は依然として認められ、作付意欲の低下や耕作放棄地増大の一因となっている。

捕獲を中心に対策を実施してきた結果、捕獲圧を強めた地区では被害が減少傾向にあるが、その分、周辺地域への移動が助長され被害地域が広域化・分散化している。

#### ○イノシシ

豚熱での個体数減少や、捕獲などの対策により農作物被害の報告は減少したが、以前としてイノシシの目撃情報があることから、今後も対策を継続していく必要がある。

※捕獲頭数については下記のとおり

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
アライグマ	639	559	688
ハクビシン	49	61	73
イノシシ	1	—	1
合計	689	620	762

### (3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和4年度）	目標値（令和8年度）
被害金額	アライグマ 115千円 ハクビシン 80千円 ヒヨドリ 288千円 カラス 1,120千円 イノシシ 1,678千円	アライグマ 92千円 ハクビシン 64千円 ヒヨドリ 230千円 カラス 896千円 イノシシ 1,342千円
被害面積	アライグマ 5a ハクビシン 2a ヒヨドリ 9a カラス 20a イノシシ 23a	アライグマ 4a ハクビシン 1.6a ヒヨドリ 7.2a カラス 16a イノシシ 18.4a

※イノシシについては、足跡や掘り起し被害などの現地調査によって算出している。

### (4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	(アライグマ・ハクビシン) 箱わなの設置。 防除活動のため臨時職員を雇用。 被害防止講習会や箱わな猟講習会を開催。 (イノシシ) 箱わなの設置。 猟友会と連携し対応。	箱わな猟講習会等を開催することにより、わな設置者は増加したが、箱わな数に限りがあり必要な箇所に設置できない場合がある。 また、被害があった場所だけでの捕獲では現状維持に留まり、抜本的な解決にはなっていない。 捕獲技術伝承のための後継者不足。
防護柵の設置等に関する取組	箱わなを設置する際に、農業者に対して、防護柵の設置を勧める。電気柵等設置講習会の開催	防護柵を設置する労力が被害抑止効果に見合わないと考える農業者が多いが、柵の効果を啓発しながら導入を進める必要がある。

生息環境 管理その 他の取組	被害防止対策収集及び知識の普 及等、鳥獣被害対策講座、被害状況 調査	野生動物に耕作地に放置された 農作物並びに放任果樹をエサ場と して認識されないように、農作物の 処理や放任果樹の回収等の知識を 広めていく必要がある。
----------------------	--	---

### (5) 今後の取組方針

箱わなの効果的かつ効率的な設置を進めるとともに、防護柵等設置講習会を実施する。

## 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

アライグマ、ハクビシンについては市臨時職員により対応する。  
また、アライグマについては、上記の対応に加えて従事者研修会の受講者を活用した捕獲を実施する。  
イノシシについては、猟友会と連携し対応する。

### (2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和6年度	アライグマ ハクビシン ヒヨドリ カラス イノシシ	○アライグマ・ハクビシン ・捕獲檻の購入及び貸与 ○イノシシ ・捕獲檻設置経費補助 ・捕獲従事者確保に係る狩猟免許取得経費等の補助
令和7年度	アライグマ ハクビシン ヒヨドリ カラス イノシシ	○アライグマ・ハクビシン ・捕獲檻の購入及び貸与 ○イノシシ ・捕獲檻設置経費補助 ・捕獲従事者確保に係る狩猟免許取得経費等の補助
令和8年度	アライグマ ハクビシン ヒヨドリ カラス イノシシ	○アライグマ・ハクビシン ・捕獲檻の購入及び貸与 ○イノシシ ・捕獲檻設置経費補助 ・捕獲従事者確保に係る狩猟免許取得経費等の補助

### (3) 対象鳥獣の捕獲計画

#### 捕獲計画数等の設定の考え方

埼玉県鳥獣保護管理事業計画との整合を図りながら、有害鳥獣捕獲を基本に、必要最小限の捕獲を実施する。また、アライグマについては、埼玉県アライグマ防除実施計画に基づき捕獲を実施する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
アライグマ	全頭	全頭	全頭
ハクビシン	80頭	80頭	80頭
イノシシ	10頭	10頭	10頭

捕獲等の取組内容
捕獲手段：箱わな
実施予定時期：通年
捕獲予定場所：市内全域

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
該当なし

#### (4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
東松山市	委譲済み

### 4. 防護柵の設置等に関する事項

#### (1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
アライグマ	侵入防止柵	侵入防止柵	侵入防止柵
ハクビシン	60a	60a	60a
イノシシ			
ヒヨドリ	ネット等	ネット等	ネット等
カラス	10a	10a	10a

#### (2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
アライグマ	設置者自ら管理運営を行う。	設置者自ら管理運営を行う。	設置者自ら管理運営を行う。
ハクビシン			
ヒヨドリ			
カラス			
イノシシ			

## 5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

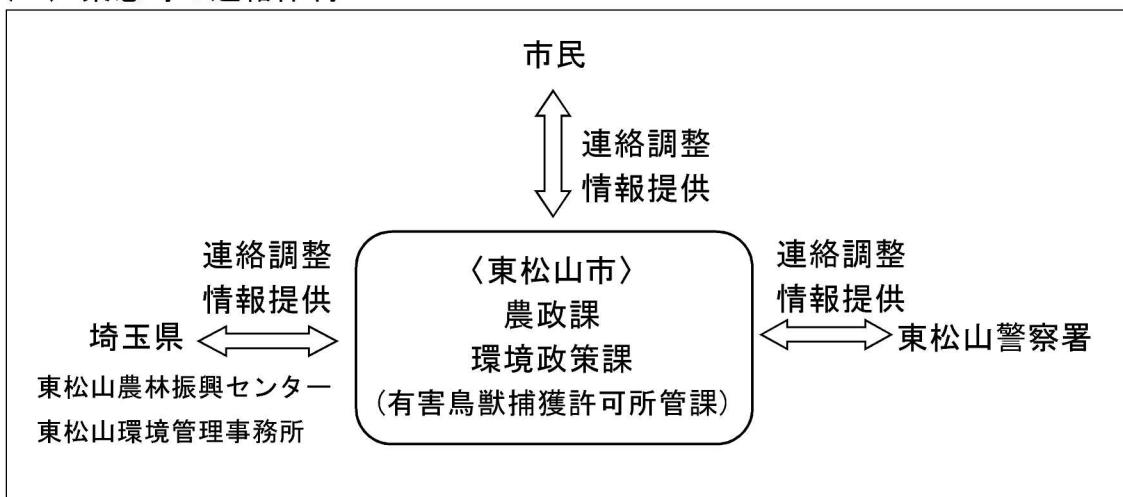
年度	対象鳥獣	取組内容
令和6年度	アライグマ ハクビシン ヒヨドリ カラス イノシシ	防護柵設置等研修会実施
令和7年度	アライグマ ハクビシン ヒヨドリ カラス イノシシ	防護柵設置等研修会実施
令和8年度	アライグマ ハクビシン ヒヨドリ カラス イノシシ	防護柵設置等研修会実施

## 6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

### (1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
東松山市 農政課	関係機関との連絡・調整、情報収集・提供
東松山市 環境政策課 (有害鳥獣捕獲許可所管課)	関係機関との連絡・調整、情報収集・提供、 有害鳥獣捕獲実施許可
東松山警察署	地域巡回、情報収集・提供、警戒、広報
埼玉県東松山農林振興センター	関係機関との連絡・調整、情報収集・提供
東松山猟友会	捕獲・情報収集・提供

## (2) 緊急時の連絡体制



## 7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

アライグマについては、炭酸ガスによる安楽殺後、東松山市クリーンセンターで焼却処分。またイノシシについては電気止め刺し具等による止め刺し後、捕獲場所等においての埋却または東松山市クリーンセンターで焼却処分。

## 8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

### (1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	当市の捕獲鳥獣の種類や捕獲頭数の状況から生産性や採算性を考慮すると、食品としての利用は困難である。
ペットフード	該当なし
皮革	該当なし
その他 (油脂、骨製品、角 製品、動物園等で のと体給餌、学術 研究等)	該当なし

### (2) 処理加工施設の取組

該当なし

### (3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

該当なし

## 9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

### (1) 協議会に関する事項

協議会の名称	東松山市環境保全型農業推進協議会
構成機関の名称	役割
東松山市	事務局及び事業の推進、個体数（捕獲）調整推進
埼玉中央農業協同組合	農業者への意識啓発、被害状況把握
埼玉県農業共済組合	農業者への意識啓発、被害状況把握

### (2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
東松山市 農政課	関係機関との連絡・調整、情報収集・提供
東松山市 環境政策課 (有害鳥獣捕獲許可所管課)	関係機関との連絡・調整、情報収集・提供、有害鳥獣捕獲実施許可
東松山警察署	地域巡回、情報収集・提供、警戒、広報
埼玉県東松山農林振興センター	関係機関との連絡・調整、情報収集・提供、助言、指導
埼玉県東松山環境管理事務所	助言、指導
東松山猟友会	捕獲・情報収集・提供

### (3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

市臨時職員による捕獲体制で対応しているため、鳥獣被害対策実施隊については、設置しない。

### (4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

被害地域周辺住民に対し啓発活動の実施

## 10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

捕獲を強化するだけでは、必ずしも効果を持続させることは難しいため、今後は侵入防止柵の設置や、農作物残渣の廃棄などの施策を推進していく。しかしながら、侵入防止柵が設置されていても、正しい設置がされていないなどの問題もあり、防止柵設置等講習会などを通して、農業者への技術指導を行う。